

【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 平成31年 3月 5日 (火) 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場3階 全員協議会室

3. 出席委員 (12名)

農業委員

5番 鷹巣 礼子 (会長)

2番 藤 勝徳 (副会長)

1番 藤 憲作

3番 藤 好信

6番 古屋 英昭

7番 三代 由美子

8番 関 寛仁

9番 松田 護

11番 城戸 一寿

12番 呑山 辰巳

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則

合屋 光久

4. 欠席委員 (2名)

農業委員

4番 岡部 秀美

10番 萩尾 由紀子

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画
について (利用権設定)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 俊孝

事務局員 秋吉 悠子

<p>議 長</p>	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から平成31年3月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、4番岡部委員と10番萩尾委員は欠席ですが過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により本日の総会は成立しております。</p> <p>【議事録署名人の指名】</p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>7番：三代 委員</p> <p>8番：関 委員 をお願いします。</p> <p>【会議書記の指名】</p> <p>また、本日の会議書記について事務局秋吉さんを指名いたします。</p> <p>【日程の説明】</p> <p>本日の日程についてですが、まずは議案第2号について現地確認に向かいます。現地から会議室に戻り、議案第1号から議案第3号を審議し、その他事項について事務局からの報告を受け散会とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【現地確認】</p> <p>それでは、早速ですが現地確認に向かいます。</p> <p>早速ですが、一階正面玄関前へお集まりください。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>【現地確認に向かい現地説明】</p> <p>【全員帰庁、審議再開】</p>

<p>議 長</p>	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議】</p> <p>それでは、「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 説明】</p> <p>平成 31 年 2 月 22 日付で、農地法第 3 条の規定により許可申請があったものです。議案書 1 ページをご覧ください。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は所有権移転（売買）が目的となっており、申請地は 1 筆で面積は 534 m²となっています。</p> <p>本件は、農地法第 3 条第 2 項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元農業委員の松田委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
<p>9 番 (松田 委員)</p>	<p>本件は、農地所有者であるご主人が亡くなり、奥さんから「売るか貸すかしたい」と相談が寄せられていたもの。</p> <p>今回 1 筆については買い手が見つかり、残りの筆は、農事組合法人和田で管理を引き受けることになった。</p>

<p>議長</p>	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 採決】</p> <p>議案第 1 号に関し、他にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について 審議】</p> <p>それでは、「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請」について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について 説明】</p> <p>「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請」について説明いたします。</p> <p>当該申請地については、先程現地確認で見ていただいた通りです。</p> <p>本案件の許認可権は福岡県知事にありますので、篠栗町農業委員会は県知事に意見を付して進達することとなります。</p> <p>議案書 4 ページをご覧ください。</p> <p>【議案第 2 号 朗読】</p> <p>平成 31 年 2 月 22 日に受理したものです。</p> <p>転用理由は「事務所及び倉庫」となっておりますが、詳しく説明いたします。</p>

申請人は、現在篠栗町内にある事務所と須恵町にある倉庫で事業を行っていますが、現事業所が手狭であり、かつ賃貸であることから、今後の事業を円滑に展開するため社屋及び倉庫を一か所に集約できる土地を模索しており、この度申請地における事務所及び倉庫を建設するため、農地転用許可申請がなされたものです。

なお、譲渡人である土地所有者は成年被後見人であるため、2人の成年後見人の連名により申請がなされておりますので申し添えます。

次に、転用許可申請の際には、申請地の農地区分が何なのかによって許可不許可を求めることにもなりますので、この農地区分について以前お配りした資料を基に農地区分の要件を確認しながら検討を行いましたところ、結果として、「宅地化の状況が、住宅が連たんしている程度に達している区域に近接する区域」に該当することから、原則として申請地以外の土地での代替可能性がある場合以外は許可できる「第2種農地」として、事務局としては転用許可相当であると判断いたしました。

また代替可能性については、申請地と同等の面積、及び事業の目的を達成することが可能な交通アクセス等について他候補地との比較検討を行いました。が、いずれも市街化調整区域であることから社屋の建設ができず、当該申請地が採用となりました。

今回の転用に関し、開発許可等の手続は特に必要ありませんが、役場都市整備課との協議は終えている事は確認しておりますし、法的な側面から検討しましても、今回の転用に関しては「許可妥当」と考えられます。

なお、平成31年3月7日（木）に農林事務所担当官立会にて現地確認を行う予定としております。

	事務局からは以上です。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第2号について、地元農業委員である 関 委員から何かありませんでしょうか。</p>
8 番 (関 委員)	本件については、申請代理人を通じて隣接者との協議もスムーズに進んだようだ。
議 長	議案第2号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。
6 番 (古屋 委員)	先程現地を見たところ、西側水路から擁壁までの法面について草刈等が必要になる。本来であれば所有者が管理するべきだが、擁壁の外側については何もしないなどもある。必要に応じ地元の水利委員等で条件を付すべきではないか。
8 番 (関 委員)	当該地区では、地元農家による草刈等の管理も適正に行われている。
議 長	<p>【議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について 採決】</p> <p>議案第2号に関し、他に何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。</p>

<p>議長</p>	<p>【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 審議】</p> <p>それでは、「議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）」について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 説明】</p> <p>それでは、事務局より説明いたします。議案第 3 号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）3 件となります。</p> <p>議案書は 11 ページをご覧ください。</p> <p>篠栗町長より、平成 31 年 2 月 22 日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定は、更新 3 件、面積 3,328 m² (0.3ha) です。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に次のような要件が規定されております。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。 ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。 ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。 ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。 ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

	<p>以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 採決】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第 3 号について審議、採決いたします。</p> <p>議案第 3 号について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 3 号について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画」については原案のとおり決定いたします。</p> <p>引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回農地パトロールの実施について（4 月に山王地区を予定） ・ 次回勉強会の実施について（当座は実施せず） ・ 農地のあっせん依頼について（経過報告） ・ 平成 31 年度の農業委員会視察研修について <p>事務局からは以上です。</p>

議 長

皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。

【特に意見等なし】

それでは、これで平成31年3月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。